

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種	知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 総室長（ <u>政策企画総室</u> 、子育て支援総室及び <u>森林・林業総室</u> の総室長を除く。） 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が		防災監 次長（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 総室長（子育て支援総室の総室長を除く。） 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局自治研修所の所長（人事委員会が			

	<p>承認したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 の所長</p> <p>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監 <u>医療政策監</u></p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 防災局防災チー</p>	3種			<p>承認したものに 限る。)</p> <p>衛生環境研究所 の所長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p><u>消費生活センタ ーの所長(人事 委員会が承認し たものに限 る。)</u></p> <p>農業大学の校 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 の所長</p> <p>農林総合研究所 農業試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 園芸試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>農林総合研究所 畜産試験場の場 長(人事委員会 が承認したもの に限る。)</p> <p>行政監察監 建設事業評価室 の室長(人事委 員会が承認した ものに限る。)</p> <p>参事監</p> <p>課長(衛生環境 研究所及び農業 大学の課長を 除く。)</p> <p>防災局の副局長 防災局防災チー</p>	3種	
--	---	----	--	--	--	----	--

ムのチーム長
防災局危機管理
チームのチーム
長
防災局消防チー
ムのチーム長
政策法務室の室
長
県民室の室長
行財政改革局人
事・評価室の室
長
行財政改革局給
与室の室長
行財政改革局業
務効率化室の室
長
行財政改革局財
源確保室の室長
行財政改革局自
治研修所の所長
及び次長
行財政改革局福
利厚生室の室長
政策企画総室の
総室長

地域づくり支援
局移住定住促進
室の室長
地域づくり支援
局中山間地域振
興室の室長
文化観光局の副
局長
子ども発達支援
室の室長
子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
砂丘事務所の所
長
くらしの安心局

ムのチーム長
防災局危機管理
チームのチーム
長
防災局消防チー
ムのチーム長
政策法務室の室
長
県民室の室長
行財政改革局人
事・評価室の室
長
行財政改革局給
与室の室長
行財政改革局業
務効率化室の室
長
行財政改革局財
源確保室の室長
行財政改革局自
治研修所の所長
及び次長
行財政改革局福
利厚生室の室長

次世代改革室の
室長

文化観光局の副
局長

子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長

消費生活センタ

消費生活センタ
一の所長
政策室の室長

市場開拓局市場
開拓室の室長
市場開拓局食の
みやこ推進室の
室長
農業大学の校
長、次長及び部
長
森林・林業総室
の総室長
農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長
公益法人・団体
指導室の室長

建設事業評価室
の室長
総括検査専門員
企画調整幹（人
事委員会が承認
したものに限

一の所長

経済・雇用政策
総室企画調査チ
ームのチーム長
市場開拓室の室
長
食のみやこ推進
室の室長

農業大学の校
長、次長及び部
長

農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長
公益法人・団体
指導室の室長
会計管理室の室
長
出納室の室長
建設事業評価室
の室長
総括検査専門員
企画調整幹（人
事委員会が承認
したものに限

		る。)	
		室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び政策企画総室次世代改革チームのチーム長を除き、子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） 企画調整幹 民工芸振興官	4種
		略	
地方 機関	総合事務所	略	
		局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 山陰道推進室の室長 基盤整備室の室	3種

		る。)	
		室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長を除き、子育て支援総室保育・幼児教育チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） 企画調整幹 民工芸振興官	4種
		略	
地方 機関	総合事務所	略	
		局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長 農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備	3種

		長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長 企画県民室の室 長 商工観光チーム のチーム長 医療指導監	
		略	
	略		
	関西本部	略	
		本部長	2種
		副本部長	3種
		略	
	略		
	皆成学園	略	
		所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 次長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 養護課長	4種
	略		
	高等技術専 門校	校長	3種
	略		
	水産試験場	略	
		場長 次長	3種
	略		
	略		
	教育委 員会事 務局及 び教育	略	
	教育 機関	略	
		博物館	略
		副館長	3種

		室の室長 大山自然歴史館 の館長 大山・弓浜農業 用水対策室の室 長 米子空港整備室 の室長	
		医療指導監	
	略		
	略		
	関西本部	略	
		本部長	2種
		略	
	略		
	皆成学園	略	
		所長（人事委員 会が承認したも のに限る。） 次長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種
	略		
	高等技術専 門校	校長	3種
	鳥取二十世 紀梨記念館	館長	3種
	略		
	水産試験場	略	
		場長	3種
	栽培漁業セ ンター	所長	3種
	略		
	略		
	教育委 員会事 務局及 び教育	略	
	教育 機関	略	
		博物館	略
		副館長	3種

機関		課長	
	略		
	高等学校	略	
		船長	4種
		副校長	特4種
	略		
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		副校長	特4種
		略	
	部主事である主幹教諭 部主事である教諭		8種
略			
市町村立学校	中学校 小学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		副校長	特4種
	略		
特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）	

機関		課長	
	スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
		所長	3種
	略		
	高等学校	略	
		船長	4種
		略	
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		略	
		部主事である教諭	
略			
市町村立学校	中学校 小学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
		略	
	特別支援学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）

			種)
		副校長	特4種
		略	
略			

			種)
		略	
略			

別表第2 (第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
略				
教育職給料表 (1)	3級	略		
		4種	59,500円	46,700円
		特4種	51,900円	42,500円
		略		
	7種	42,600円	33,400円	
特2級	8種	34,000円	23,800円	
略				
教育職給料表 (2)	3級	略		
		4種	57,800円	45,700円
		特4種	50,200円	41,600円
	略			
略				

備考 略

別表第2 (第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
略				
教育職給料表 (1)	3級	略		
		4種	59,500円	46,700円
		略		
		7種	42,600円	33,400円
	略			
教育職給料表 (2)	3級	略		
		4種	57,800円	45,700円
	略			
略				

備考 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。